

# 企画競争実施の公示

令和8年2月20日

近畿地方整備局木津川上流河川事務所長  
臼井 義幸

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

## 1. 業務概要

- (1) 業務名 R 8 木津川上流事業推進地域連携支援業務  
(2) 業務内容

本業務は、良質で効果的な河川整備・維持管理の推進のために、河川行政と木津川上流管内の地域住民・任意団体との連携強化に資する河川レンジャー及び河川協力団体が実施する活動のあり方を検討し、地域連携の活性化方策の立案、河川レンジャー及び河川協力団体が実施する活動の支援等を行うものである。

- 1) 計画準備
  - 2) 河川レンジャー及び河川協力団体が河川行政と地域住民・任意団体との連携を強化するための方策の提案
  - 3) 河川レンジャー及び河川協力団体が実施する活動における効果的な支援
  - 4) 広報支援
  - 5) 各種会議・委員会・講座等の企画運営
- (3) 履行期限 令和9年3月12日

## 2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の近畿地域又は東海・北陸地域の競争参加資格を有すること。
- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 技術者等に関する要件

配置予定主任技術者については、下記に示される同種又は類似業務等について、平成28年度以降に完了した業務(再委託による業務の実績は含まない)において1件以上の実績を有すること。

同種業務：国・自治体による河川事業にかかる住民参加型の活動に関する業務

類似業務：国・自治体による住民参加型の活動に関する業務

- (5) 企業の業務実績に関する要件

企画提案書の提出者については、下記に示される同種又は類似業務等について、平成28年度以降に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。

同種業務：国・自治体による河川事業にかかる住民参加型の活動に関する業務

類似業務：国・自治体による住民参加型の活動に関する業務

- (6) 木津川上流河川事務所長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
- (7) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

### 3. 手続等

#### (1) 担当部局

〒518-0723 三重県名張市木屋町812-1

近畿地方整備局木津川上流河川事務所 総務課

電話0595-63-1611 E-mail [kkr-ekimu-73@gxb.mlit.go.jp](mailto:kkr-ekimu-73@gxb.mlit.go.jp)

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和8年2月20日から令和8年3月10日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9時00分から16時00分まで

場所：3. (1)に同じ。

方法：原則として電子メールにて交付を行う。

電子メールに説明書交付申請書（別紙）を添付し提出すること（着信を確認すること）。

また、電子メールの件名に「R8木津川上流事業推進地域連携支援業務」を記載すること。

#### (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：令和8年3月10日16時00分

場所：3. (1)に同じ。

方法：原則として電子メールにより企画提案書を添付し提出すること。なお、押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

また、電子メールの件名に「R8木津川上流事業推進地域連携支援業務」を記載し、着信を確認すること。

#### (5) 企画提案に関するヒアリングの有無

企画提案に関するヒアリングを実施する場合がある。

#### 4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口　3. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があつた場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。

別紙

## 説明書交付申請書（兼：受領書）

近畿地方整備局

木津川上流河川事務所長　臼井　義幸　宛

下記件名の説明書を交付願います。

※資料の交付を申請する場合は、本紙を<kkr-ekimu-73@gxb.mlit.go.jp>までメールで送付してください。

件　　名： R 8 木津川上流事業推進地域連携支援業務

会　社　名：

担当者氏名：

電話番号：

メールアドレス：

※メールにて交付資料を受領されたら、  
「その旨メールをご返信いただくか」または  
「本紙に受領年月日を記入のうえメールでご返信ください」

受領年月日　　令和　　年　　月　　日